様式第115号（第43条関係）

|  |
| --- |
| 担保権付債権差押通知書 |
| 年　　月　　日住（居）所（所在地）氏名（名称）　　　　　殿村長　　　　　　　　下記のとおり、滞納者の滞納金額を徴収するため、担保権付債権を差し押えます。国税徴収法第64条の規定により通知します。 |
| (債権者)滞納者 | 住（居）所 (所在地) |  |
| 氏名 (名称) |  |
| 滞納金額 | 年度 | 税目 | 納期限 | 督促状発付年月日 | 税額 | 督促手数料 | 延滞金額 | 加算金額 | 加算金額 | 滞納処分費 |
|  |  | ・・ | ・ ・ | 円 | 円 | 下記の金額 | 円 | 円 | 下記の金額（　　）円 |
|  |  | ・・ | ・ ・ |  |  | 〃 |  |  | 〃（　　） |
|  |  | ・・ | ・ ・ |  |  | 〃 |  |  | 〃（　　） |
|  |  | ・・ | ・ ・ |  |  | 〃 |  |  | 〃（　　） |
| 計 |  |  |  |  |  |  |
| 差押債権 | 債権者 | 住（居）所 (所在地) |  | 氏名 (名称) |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| 差押年月日 | 　　　　　年　　　　月　　　　日 | 担保権の順位 |  |
| 履行期限 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　　　月　　　　　日 |
| 記1　「延滞金額」は、納期限（更正、決定、修正申告書の提出があった場合は、その納期限）の翌日から納付（納入）の日までの期間に応じ、税額（1,000円未満の端数とその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる｡）に年14.6パーセント（納期限（更正、決定、修正申告書の提出があったものは、申告納付（納入）すべきであった納期限までの期間又はこの納付（納入）すべき納期限）の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合で計算した金額です。なお計算した額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額は切り捨てます。2　「滞納処分費」は、滞納処分に要した費用で（　）書の金額はこの通知書作成の日までのものです。 |